各地方整備局特定部局長 殿

港 湾 局 長 (公印省略)

予算決算及び会計令第85条の基準について(通知)

標記について、令和6年3月25日付国官会第25944号にて別添のとおり大臣官房長より通知があったので、遺漏なきよう措置されたい。

国官会第25944号 令和6年 3月25日

港湾局長 殿

国土交通省大臣官房長 (公 印 省 略)

予算決算及び会計令第85条の基準について(通知)

標記について、予算決算及び会計令第102条の3に規定する財務大臣 との協議が整い、別紙のとおり定められたので通知する。

財 計 第 1681 号 令和6年3月25日

国土交通大臣 殿

財務大臣 鈴木俊 一

予算決算及び会計令第85条の基準について(回答)

令和6年3月22日付国官会第25943号をもって協議のあった標記のことについては、異存がない。

国官会第25943号令和6年3月22日

財務 大臣殿

国土交通大臣

予算決算及び会計令第85条の基準について(協議)

標記について、別紙のとおり定めることとしたいので、予算決算及び会計令第102条の3の規定により協議する。

予算決算及び会計令第85条の基準について

国土交通省所管に係る工事又は製造その他の請負契約であって、予定価格が1,000万円を超えるものについての予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。

- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごと に10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める 割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 2 製造その他の請負契約のうち、測量に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 3 製造その他の請負契約のうち、建設コンサルタント業務及び補償関係 コンサルタント業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係 る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.1の範囲内で契約担 当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 4 製造その他の請負契約のうち、地質調査業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 5 製造その他の請負契約(測量、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務の委託に係る契約を除く。)については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合

○予算決算及び会計令第85条の基準について(財務大臣協議)(令和6年3月22日付け国官会第25943号)

改正案	現 行
国官会第25943号 令和 6年3月22日	国官会第22171号 平成31年3月20日
財務大臣殿	財務大臣殿
国土交通大臣	国土交通大臣
予算決算及び会計令第85条の基準について(協議)	予算決算及び会計令第85条の基準について(協議)
標記について、別紙のとおり定めることとしたいので、予算決算及び会計令 第102条の3の規定により協議する。	標記について、別紙のとおり定めることとしたいので、予算決算及び会計令 第102条の3の規定により協議する。
(別紙)	(別紙)
予算決算及び会計令第85条の基準について	予算決算及び会計令第85条の基準について
国土交通省所管に係る工事又は製造その他の請負契約であって、予定価格が 1,000万円を超えるものについての予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。	国土交通省所管に係る工事又は製造その他の請負契約であって、予定価格が 1,000万円を超えるものについての予算決算及び会計令第85条(同令第 98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込 みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされ ないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれか によるものとする。

- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 2 製造その他の請負契約のうち、測量に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 3 製造その他の請負契約のうち、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.10の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 4 製造その他の請負契約のうち、地質調査業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5 の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 5 製造その他の請負契約(測量、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務の委託に係る契約を除く。)については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合

- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに1 0の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定 価格に乗じて得た額に満たない場合
- 2 製造その他の請負契約のうち、測量に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 3 製造その他の請負契約のうち、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 4 製造その他の請負契約のうち、地質調査業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5 の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 5 製造その他の請負契約(測量、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務の委託に係る契約を除く。)については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合